

## 第4章 その他



# 1 県税の変遷

税目	年度	昭和21年度	昭和22年度	昭和23年度	昭和24年度	昭和25年度
地租附加税		本税額の 200/100	地租土地賃賃価格 144/100~43.2/100	100/100	250/100	
家屋税附加税		本税額の 200/100	家屋税賃賃価格 25.5/100	125/100	250/100	
営業税附加税		本税額の 200/100	営業税利益 7.5/100			
鉱区税附加税		本税額の 10/100	1,000坪 2円~4円	鉱区税10円~20円	15円~30円	30円~60円
県民税法人	1法人	60円	540円	540円	700円	
県民税個人	1戸	60円	540円	540円	700円	
船舶税	1トン	5円~1円50銭	1種 1トン 5円~15円 2種 取得価格 25/1,000	60円~100円 5/100	60円~100円 5/100	
自動車税	1両	40円~200円	1種 1両 100円~650円 2種 取得価格 25/1,000	1台 600円~3,500円 5/100	600円~3,500円 5/100	500円~14,200円
電柱税	1本(1基)	1円50銭~15円	5円~47円	11円~108円	11円~108円	
軌道税			1メートル 1円	3円	3円	
不動産取得税		価格の 25/1,000	25/1,000	10/100	10/100	
漁業権税 1種	漁業権1権利	3円~10円	20円~120円	20円~120円	200円~1,000円	評定賃賃料
漁業権税 2種	1件	5円~30円	第1種定額 120/100	120/100	100/100	10/100
狩猟者税	狩猟免許税	20/100	50/100	狩猟免許件数 500円~2,400円	1,800円	3,600円
芸妓税	芸妓酌婦1人	4円~20円	4円~20円			
電話加入権税 1種	1件	30円~50円	90円~250円	57円~1,000円	電話税 1ヶ 57円~1,000円	
電話加入権税 2種	取得1件	50円	150円	600円	加入 300円	
木材引取税	1石	3円	3円	木材引取税 4/100	4/100	
牛馬税	1頭	10円	10円	家畜税 1頭 15円~75円	15円~75円	50円~150円
入湯税	1人1泊	25銭~50銭	1円~3円	1円50銭~10円	1円50銭~10円	
地租税	本税	10/100	3.2/100	2.3/100	4/100	
家屋税割	本税	10/100	3.2/100	2.3/100	4/100	
営業税割	本税	10/100	3.2/100	5.7/100	事業税割 4/100	
特別所得税割					特別所得税割 4/100	
遊興税			料理花代	10/100~75/100	遊興飲食税 10/100~75/100	40/100~100/100
ラジオ税			1個 2円50銭~5円	2円50銭~5円		
原動機税			1馬力 1円50銭~5円	15円~30円	15円~30円	
果樹税			1本 5円~10円 収穫高 知事の定めた額	1貫 1円50銭~2円50銭 1反 80円~140円	3円~8円 1円50銭~2円50銭 80円~140円	3円~8円 1円50銭~2円50銭
事業税				法人所得 5/100~7.5/100 個人所得 5/100~7.5/100 (免税点) 4,800円	所得 5.7/100~8.6/100 収入金額 1.15/100 5.7/100~8.6/100 (免税点) 4,800円	法人所得 8/100~12/100 収入金額 2.4/100 8/100~12/100 (免税点) 25,000円
特別所得税				4/100~5/100 (免税点) 4,800円	4.6/100~5.7/100 (免税点) 4,800円	6.4/100~8/100 (免税点) 4,800円
鉱産税				販売価格 4/1,000	4/1,000	
入湯税				料金 20/100~50/100	20/100~50/100	40/100~100/100
酒消費税				小売価格 2.5/100	2.5/100	
電気ガス税				料金 1キロワット72円	5/100	
ミシン税				1台 100円~130円	100円~130円	

年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度
税目					
事業税	普通法人 12/100	12/100	12/100	10/100～12/100	10/100～12/100
	特別法人 2.4/100	8/100	8/100	8/100	8/100
	収入金課税法人 1.6/100	1.6/100	1.6/100	1.5/100	15/100
	第1種事業 12/100	12/100	12/100	8/100	8/100
	第2種事業 8/100	8/100	8/100	6/100 第3種4/100	6/100 第3種4/100
	免税点 2万5千円	基礎控除 3万8千円	5万円	7万	10万円
特別所得税	第1種 6.4/100	6.4/100	6.4/100		
	第2種 8/100 免税点 2万5千円	8/100 基礎控除 3万8千円	8/100 5万円		
遊興飲食税	花代 100/100	100/100	100/100	100/100	100/100
	料理店等 40/100	40/100	20/100	20/100	20/100
	宿泊・飲食 20/100	20/100	10/100	10/100	10/100
	宿泊基準料金を超える飲食 40/100	40/100	20/100	20/100	20/100
自動車税	乗用車 10,000円～15,000円	10,000円～15,000円	14,000円～20,000円	8,000円～60,000円	8,000円～60,000円
	トラック 7,600円～14,300円	7,600円～14,200円	8,400円～20,000円	4,000円～36,000円	4,000円～36,000円
	バス 8,000円～18,000円	8,000円～18,000円	14,000円～50,000円	20,000円～60,000円	20,000円～60,000円
	特殊自動車 8,000円～10,000円	8,000円～10,000円	11,200円～14,000円	三輪小型車 3,300円～4,300円 二輪小型車 1,500円～2,500円 軽自動車 1,500円 その他 8,400円～11,200円 (特例 積雪地帯で減額)	3,300円～4,300円 1,500円～2,500円 1,500円 8,400円～11,200円 (特例 積雪地帯で減額)
	小型自動車 1,000円～4,500円 軽自動車 500円	1,000円～4,500円 200円	1,400円～7,200円		
鉱区税	試掘権 千坪30円	30円	30円	30円	30円
	採掘権 千坪60円	60円	60円	60円	60円
	砂鉱 千坪(1町) 30円	30円	30円	30円	30円
漁業権税	評定賃貸料 10/100				
狩猟者税	1件 3,600円	2,400円	1,800円～3,600円	1,800円～3,600円	1,800円～3,600円
果樹税	1本 4円～8円	4円～8円	4円～8円	4円～8円	4円～8円
	1貫 1円50銭～2円50銭	1円50銭～2円50銭	1円50銭～2円50銭	1円50銭～2円50銭	1円50銭～2円50銭
家畜税	1頭 30円～150円	30円～150円	30円～150円	30円～150円	30円～150円
入場税	40/100～100/100	パチンコ場等1台 100円～750円	20/100～50/100 80円～750円	20/100～50/100 (29.5.17廃止) 80円～750円	
県民税				県民税法人均等割 600円	600円
				県民税法人税割 5/100 県民税個人均等割 100円 県民税個人所得割 所得税額の5%	5/100 100円 所得税額の5%
不動産取得税				不動産取得税 3/100 控除額 新築住宅特例控除 100万円 住宅土地 60万円	3/100 100万円 60万円
県たばこ消費税				県たばこ消費税 小売価格 5/115	5/115
娯楽施設利用税				娯楽施設利用税 舞踏場等 50/100 ローラースケート場 20/100 パチンコ等 30円～400円	50/100 20/100 30円～750円

税目	年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和35年度
県民税	均等割	600円	600円	600円	600円	600円
	法人税割	5.4/100	5.4/100	5.4/100	5.4/100	5.4/100
個人所得割	均等割	100円	100円	100円	100円	100円
	所得割	5.5/100	6/100	7.5/100	8/100	8/100
事業税	収入金課税法人	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100
	特別法人所得	8/100	8/100	8/100	7/100~8/100	7/100~8/100
	その他の法人	10/100~12/100	10/100~12/100	10/100~12/100	7/100~12/100	7/100~12/100
	3以上の都道府県 で営業した出資額 500万円以上の法人	12/100	12/100	12/100	12/100	12/100
	第1種事業	8/100	6/100~8/100	6/100~8/100	6/100~8/100	6/100~8/100
	第2種事業	6/100	6/100	6/100	6/100	6/100
	第3種事業	4/100	4/100	4/100	4/100	4/100
不動産取得税	基礎控除	12万円	12万円	12万円	20万円	20万円
	取得価格	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100
小売価格	控除額	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	新築住宅特例控除	60万円	60万円	60万円	60万円	60万円
県たばこ消費税	住宅土地	1万円~10万円	1万円~10万円	1万円~10万円	1万円~10万円	1万円~10万円
	免税点	1万円~10万円	1万円~10万円	1万円~10万円	1万円~10万円	1万円~10万円
小売価格	利用料金	8/100	8/100	8/100	8/100	8/100
	舞踏場等	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100
娯楽施設利用税	その他	10/100~30/100	10/100~30/100	10/100~30/100	10/100~30/100	10/100~30/100
	利用物件	パチンコ等 1台30円~400円	パチンコ等 1台30円~400円 ゴルフ場 1回200円	20円~310円 200円	20円~310円 200円	20円~310円 100円~300円 ゴルフ練習場 1回30円
遊興飲食税	花代	30/100	料理店等飲食 15/100	料理店等飲食 15/100	料理店等飲食 15/100	料理店等飲食 15/100
	料理店等飲食	15/100	免税点 1人1回の料金 300円以下	免税点 1人1回の料金 300円以下	免税点 1人1回の料金 300円以下	免税点 1人1回の料金 300円以下
	旅館宿泊	5/100~10/100	1品の価格 150円以下	1品の価格 150円以下	1品の価格 150円以下	1品の価格 150円以下
	基礎控除	500円	旅館宿泊	旅館宿泊	旅館宿泊	旅館宿泊
飲食店飲食	飲食店飲食	5/100	10/100	10/100	10/100	10/100
	免税点	100円以下	基礎控除 500円	基礎控除 500円	基礎控除 500円	基礎控除 500円
自動車税	乗用車	7,500円~60,000円	7,500円~60,000円	7,500円~60,000円	7,500円~60,000円	7,500円~60,000円
	トラック	4,000円~32,000円	4,000円~60,000円	4,000円~60,000円	4,000円~60,000円	4,000円~60,000円
	バス	9,000円~40,000円	18,000円~45,000円	18,000円~45,000円	18,000円~45,000円	18,000円~45,000円
	三輪小型自動車	2,700円~5,000円	2,700円~10,000円	2,700円~10,000円	2,700円~10,000円	2,700円~10,000円
	二輪小型自動車	2,500円~3,000円	2,500円~3,000円	2,500円~3,000円	2,500円~3,000円	2,500円~3,000円
	軽自動車	1,500円~3,000円	1,500円~3,000円	1,500円~3,000円	1,500円~3,000円	1,500円~3,000円
	その他	6,000円~17,000円 (積雪地の減額)	6,000円~17,000円	6,000円~17,000円	6,000円~17,000円	6,000円~17,000円
鉱区税	試掘権1千坪	30円	30円	30円	90円	90円
	採掘権1千坪	60円	60円	60円	180円	180円
砂鉱権	砂鉱権1千坪	30円	30円	30円	270円	270円
	河床1,000メートル	270円	270円	270円	90円	90円
狩猟者税	1件	1,800円~3,600円	1,800円~3,600円	900円~3,600円	900円~3,600円	900円~3,600円
固定資産税	価格	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100
	1本	8円~30円				
果樹税	1頭	30円~150円	30円~150円			
	1頭	30円~150円	30円~150円			
家畜税	1kt	6,000円	8,000円	8,000円	10,400円	10,400円
	1kt	6,000円	8,000円	8,000円	10,400円	10,400円

税目	年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
県民税	均等割	600円	600円	600円	600円	600円
	法人税割	5.4/100	5.4/100	5.4/100	5.4/100	5.4/100
	均等割	100円	100円	100円	100円	100円
	所得割	8/100	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100
事業税	収入金課税法人	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100
	特別法人所得	7/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100
	その他の法人	7/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100
	3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本(又は出資)金額が1,000万円以上	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100
	第1種事業	6/100～8/100	5/100	5/100	5/100	5/100
	第2種事業	6/100	4/100	4/100	4/100	4/100
不動産取得税	取得価格	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100
	控除額	新築住宅特例控除 100万円 住宅土地 60万円 免税点 1万円～10万円	100万円 60万円 1万円～10万円	100万円 60万円 1万円～10万円	150万円 150万円か床面積の2倍の価格(200平方メートルを限度とする) 5万円～15万円	150万円 左同 5万円～15万円
県たばこ消費税	小売価格	8/100	本数×定率 9/100	9/100	9/100	9/100
娯楽施設利用税	利用料金	舞踏場等 15/100 その他 30/100	10/100 30/100	10/100 30/100	10/100 30/100	10/100 30/100
	利用物件	パチンコ 20円～310円 ゴルフ場1回 100円～600円 ゴルフ練習場1回 30円	20円～310円 100円～600円 30円	20円～310円 100円～600円 30円	20円～310円 100円～600円 30円	20円～310円 100円～600円 30円
	料理店・貸席・バー カフェー等	15/100 宿泊及び上記以外 10/100 旅館宿泊 10/100 “(基礎控除) 500円 “(免税点) 1,000円 飲食店(免税点) 500円	3,000円を超えるもの 15/100 3,000円以下のもの 10/100 旅館宿泊 10/100 “(基礎控除) 800円 “(免税点) 1,000円 (免税点) 500円	15/100 10/100 10/100 800円 1,000円 500円	15/100 10/100 10/100 800円 1,000円 500円	15/100 10/100 10/100 800円 1,000円 500円
自動車税	乗用車	7,500円～60,000円	6,000円～60,000円	6,000円～60,000円	6,000円～60,000円	6,000円～90,000円
	トラック	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円
	8トンを超えるもの		左同	左同	左同	左同
	1トン増すごとに4,000円を加算した額					
	バス	11,000円～50,000円	11,000円～50,000円	11,000円～50,000円	11,000円～50,000円	11,000円～50,000円
鉱区税	三輪小型自動車	3,200円～6,000円	3,200円～6,000円	3,200円～6,000円	3,200円～6,000円	3,200円～6,000円
	その他	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円
	試掘権100アール	90円	90円	90円	90円	90円
	探掘権100アール	180円	180円	180円	180円	180円
	砂鉱権	270円	270円	270円	270円	270円
狩猟者税	900円～3,600円	900円～3,600円	狩猟免許税 450円～1,500円	450円～1,500円	450円～1,500円	
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
果樹税						
家畜税						
軽油引取税	1kg 12,500円	12,500円	12,500円	15,000円	15,000円	
入猟税			350円～1,000円	350円～1,000円	350円～1,000円	

税目	年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度
県民税	(法人)均等割	600円	600円～1,000円	600円～1,000円	600円～1,000円	600円～1,000円	600円～1,000円
	法人税割 (個人)均等割	5.8/100 100円	5.8/100 100円	5.8/100 100円	5.8/100 100円	5.8/100 100円	5.8/100 101円
事業税	所得割	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100
	(法人)取入金課税法人	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100
	特別法人所得	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100
	その他の法人	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/101
	3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本(又は出資)金額が1,000万円以上	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/101
	(個人)第1種事業	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100
	第2種事業	4/100	4/100	4/100	4/100	4/100	4/100
不動産取得税	取得価格	25万円	27万円	27万円	27万円	32万円	36万円
	控除額 新築住宅特例控除 150万円 住宅土地 150万円か床面積の2倍の価格(200平方メートルを限度とする)	150万円 左同	150万円 左同	150万円 左同	150万円 左同	150万円 左同	150万円 左同
県たばこ税	免税点	5万円～15万円	5万円～15万円	5万円～15万円	5万円～15万円	5万円～15万円	5万円～15万円
	本数×定率	9/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100
娯楽施設利用税	利用料金						
	舞踏場等 10/100 その他 30/100	10/100 30/100	10/100 30/100	10/100 30/100	10/100 30/100	10/100 30/100	10/100 30/100
娯楽施設利用税	利用物件						
	パチンコ等1台 20円～310円 ゴルフ場1回 150円～900円 ゴルフ練習場1回 30円	150円～900円 30円	150円～900円 30円	150円～900円 30円	150円～900円 30円	150円～900円 30円	150円～800円 30円
料理飲食等消費税	3,000円を超えるもの	15/100	15/100	15/100	15/100	15/100	15/100
	3,000円以下のもの	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
	旅館宿泊	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
	”(基礎控除) 800円 ”(免税点) 1,200円 飲食店(免税点) 600円	800円 1,200円 600円	800円 1,200円 600円	800円 1,200円 600円	800円 1,600円 800円	800円 1,600円 800円	1,000円 1,800円 800円
自動車税	乗用車	6,000円～90,000円	6,000円～60,000円	6,000円～60,000円	6,000円～60,000円	6,000円～90,000円	6,000円～90,000円
	トラック	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円
	8トンを超えるもの 1トン増すごとに 24,000円に4,000円を加算した額	左同	左同	左同	左同	左同	左同
	バス	11,500円～75,000円	11,500円～75,000円	11,500円～75,000円	11,500円～75,000円	11,500円～75,000円	11,500円～75,000円
鉱区税	三輪小型自動車	3,200円～9,000円	3,200円～9,000円	3,200円～9,000円	3,200円～9,000円	3,200円～9,000円	3,200円～9,000円
	その他	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,000円	6,000円～17,001円
	試掘100アル (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3)	90円	90円	90円	90円	90円	90円
	採掘 砂鉱	180円 90円	180円 90円	180円 90円	180円 90円	180円 90円	180円 90円
狩猟免許税	450円～1,500円	450円～1,500円	450円～1,500円	450円～1,500円	450円～1,500円	1,500円～4,500円	
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
自動車取得税			3/100 免税点 10万円	3/100 10万円	3/100 15万円	3/100 15万円	
軽油引取税	1klにつき 15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	
入猟税	350円～1,000円	350円～1,000円	350円～1,000円	350円～1,000円	350円～1,000円	350円～1,000円	

税目	年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度
県民税	(法人)均等割	600円～1,000円	600円～1,000円	600円～1,000円	600円～1,000円	1,800円～6,000円	2,000円～20,000円
	法人税割	5.6/100	5.6/100	5.2/100 (49.5.1から)	5.2/100	5.2/100	5.2/100
	(個人)均等割	100円	100円	100円	100円	300円	300円
	所得割	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100
事業税	(法人)収入金課税法人	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100
	特別法人所得	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100
	その他の法人	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～9/100 ～12/100	6/100～9/100 ～12/100	6/100～9/100 ～12/100	6/100～9/100 ～12/100
	3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本(又は出資)金額が1,000万円以上	左 同	左 同	左 同	左 同	左 同	左 同
	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100
	(個人)第1種事業	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100
	第2種事業	4/100	4/100	4/100	4/100	4/100	4/100
第3種事業	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	
事業主控除	60万円	80万円	150万円	180万円	200万円	220万円	
不動産取得税	取得価格	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100
	控除額 新築住宅特例控除 150万円 住宅土地 150万円が床面積の2倍の価格(200平方メートルを限度とする)	230万円	230万円	230万円	230万円	350万円	350万円
	免税点	6万円～15万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円
県たばこ消費税	本数×定率	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100
娯楽施設利用税	利用料金						
	舞踏場等 その他	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
	利用物件 パチンコ等1台	20円～310円	20円～310円	20円～310円	20円～310円	20円～310円	30円～500円
	ゴルフ場1回	200円～1,000円	200円～1,000円	100円～1,000円	100円～1,000円	400円～1,500円	
	ゴルフ練習場1回	30円	30円	30円	30円	30円～90円	
	ホーリング場 1レーン	2,000円～53,700円	2,000円～53,700円	1,500円～53,700円	1,500円～53,700円	1,500円～53,700円	
	まあじやん場1卓	200円～1,100円	200円～1,100円	200円～1,100円	200円～1,100円	200円～1,500円	
料理飲食等消費税	料理店・キャバレー・ カフェ・バー・飲食 店等	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
	旅館宿泊	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100	10/100
	”(基礎控除) 1,000円	1,000円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	
	”(免税点) 1,800円	2,400円	2,400円	3,400円	3,400円	4,000円	
	飲食店(免税点) 900円	1,200円	1,200円	1,700円	1,700円	2,000円	
自動車税	乗用車	6,000円～90,000円	6,000円～60,000円	6,000円～60,000円	6,000円～60,000円	7,000円～117,000円	7,000円～117,000円
	トラック	5,000円～24,000円 8トンを超えるもの 1トン増すごとに 4,000円～5,000円 を加算した額	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～24,000円	5,000円～32,000円 8トンを超えるもの 1トン増すごとに 3,600円～5,000円 を加算した額	6,000円～32,000円
	バス	11,500円～50,000円	11,500円～50,000円	11,500円～50,000円	11,500円～50,000円	11,500円～65,000円	11,500円～65,000円
	三輪小型自動車 その他	3,200円～9,000円	3,200円～9,000円	3,200円～9,000円	3,200円～9,000円	3,700円～5,000円	3,700円～5,000円
釧 区 税	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3)	90円	90円	90円	90円	90円	180円
	採掘 ”	180円	180円	180円	180円	180円	360円
	砂鉱 ”	90円	90円	90円	90円	90円	180円
狩猟免許税	1,500円～4,500円	1,500円～4,500円	1,500円～4,500円	1,500円～4,500円	1,500円～4,500円	3,000円～9,000円	
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
自動車取得税	自動車の取得価格	3/100		3/100 軽自動車以外の 自家用車 (49.4.1～51.3.31の 取得車)	3/100 左 同	3/100 軽自動車以外の 自家用車 (49.4.1～51.3.31の 取得車)	3/100 左 同
	免税点 15万円	15万円		5/100 15万円 (49.4.1～51.3.31の 取得車)	5/100 15万円 左 同 30万円	5/100 15万円 (49.4.1～51.3.31の 取得車)	5/100 15万円 左 同 30万円
軽油引取税	1kℓにつき 15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	19,500円 (51.4.1～54.5.31 までの暫定措置)	19,500円 左 同	
入 猟 税	1,000円～3,000円	1,000円～3,000円	1,000円～3,000円	1,000円～3,000円	1,000円～3,000円	2,000円～6,000円	



税目	年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度
県民税	(法人) 均等割 2,000円～200,000円 法人税割 5.2/100	2,000円～200,000円 5.2/100	2,000円～200,000円 5.2/100	2,000円～200,000円 5.2/100	2,000円～200,000円 5.0/100	2,000円～200,000円 6.0/100(5.0/100)	4,000円～300,000円 6.0/100(5.0/100)
	(個人) 均等割 300円 所得割 2/100・4/100	300円 2/100・4/100	300円 2/100・4/100	500円 2/100・4/100	500円 2/100・4/100	500円 2/100・4/100	500円 2/100・4/100
事業税	(法人) 収入金課税法人 1.5/100 特別法人所得 6/100～8/100 その他の法人 6/100～12/100 ～12/100 3以上の都道府県に おいて事務所又は 事業所を設けて事業 を行う法人で資本 (又は出資)金額が 1,000万円以上 8/100～12/100	1.5/100 6/100～8/100 6/100～12/100 ～12/100 左同	1.5/100 6/100～8/100 6/100～12/100 ～12/100 左同	1.5/100 6/100～8/100 6/100～9/100 ～12/100 左同	1.5/100 6/100～8/100 6/100～9/100 ～12/100 左同	1.5/100 6/100～8/100 6/100～9/100 ～12/100 左同	1.5/100 6/100～8/100 6/100～9/100 ～12/100 左同
	(個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 220万円	5/100 4/100 3/100～5/100 220万円	5/100 4/100 3/100～5/100 220万円	5/100 4/100 3/100～5/100 220万円	5/100 4/100 3/100～5/100 220万円	5/100 4/100 3/100～5/100 220万円	5/100 4/100 3/100～5/100 220万円
不動産取得税	取得価格 3/100 控除額 新築住宅特別控除 350万円 住宅土地 150万円か床面積 の2倍の価格(200 平方メートルを限度とする)	3/100 350万円 左同	3/100 350万円 左同	3/100 350万円 左同	4/100 住宅については3/100 56.7.1～61.6.30まで の取得に限る 420万円 左同	4/100 左同 420万円 左同	4/100 左同 420万円 左同
	免税点 10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円
県たばこ消費税	本数×定率 10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100	10.3/100
娯楽施設利用税	利用料金 舞踏場等 その他 10/100 利用物件 パチンコ等1台 30円～500円 ゴルフ場1回 400円～1,500円 ゴルフ練習場1回 30円～90円 ボウリング場 1レーン 1,500円～53,700円 まあじやん場1卓 200円～1,500円	10/100 400円～1,500円 30円～90円 1,500円～53,700円 200円～1,500円	10/100 400円～1,500円 30円～90円 1,500円～53,700円 200円～1,500円	10/100 30円～500円 400円～1,500円 30円～90円 1,500円～53,700円 200円～1,500円	10/100 30円～500円 400円～1,500円 30円～90円 1,500円～53,700円 200円～1,500円	10/100 30円～500円 400円～1,500円 30円～90円 1,500円～53,700円 200円～1,500円	10/100 40円～500円 400円～1,650円 40円～100円 1,500円～53,700円 200円～1,500円
	料理店・キャバレー・ カフェ・バー・飲食 店等 10/100 旅館宿泊 10/100 " (基礎控除) 2,000円 " (免税点) 4,000円 飲食店(免税点) 2,000円	10/100 10/100 2,000円 4,000円 2,000円	10/100 10/100 2,000円 4,000円 2,000円	10/100 10/100 2,000円 4,000円 2,000円	10/100 10/100 2,000円 4,000円 2,000円	10/100 10/100 2,000円 4,000円 2,500円	10/100 10/100 2,500円 5,000円 2,500円
自動車税	乗用車 7,000円～117,000円 トラック 6,000円～32,000円 8トンを超えるもの 1トン増すごとに 3,600円～5,000円 を加算した額 バス 11,500円～65,000円 三輪小型自動車 3,700円～5,000円	7,000円～129,000円 6,000円～35,000円 左同 3,600円～5,500円 11,500円～72,000円 3,700円～5,500円	7,000円～129,000円 6,000円～35,000円 左同 3,600円～5,500円 11,500円～72,000円 3,700円～5,500円	7,000円～129,000円 6,000円～35,000円 左同 3,600円～5,500円 11,500円～72,000円 3,700円～5,500円	7,000円～129,000円 6,000円～35,000円 左同 3,600円～5,500円 11,500円～72,000円 3,700円～5,500円	7,000円～129,000円 6,000円～35,000円 左同 3,600円～5,500円 11,500円～72,000円 3,700円～5,500円	7,000円～129,000円 6,000円～35,000円 左同 3,600円～5,500円 11,500円～72,000円 3,700円～5,500円
	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3) 180円 採掘 " 360円 砂鉱 " 180円	左同 180円 360円 180円	左同 180円 360円 180円	左同 180円 360円 180円	左同 180円 360円 180円	左同 180円 360円 180円	左同 200円 400円 200円
狩猟者登録税	3,000円～9,000円	3,000円～9,000円	3,000円～9,000円	3,000円～9,000円	3,000円～9,000円	3,300円～10,000円	
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
自動車取得税	自動車の取得価格 3/100 軽自動車以外の 自家用車 (49.4.1～55.3.31の 取得車) 5/100 免税点 15万円 (49.4.1～55.3.31の 取得車) 30万円	3/100 左同 5/100 15万円 左同 30万円	3/100 左同 5/100 15万円 左同 30万円	3/100 左同 5/100 15万円 左同 30万円	3/100 左同 5/100 15万円 左同 30万円	3/100 左同 5/100 15万円 左同 30万円	3/100 左同 5/100 15万円 左同 30万円 (49.4.1～60.3.31の 取得車)
	1klにつき 19,500円 (51.4.1～54.5.31 までの暫定措置)	1klにつき 24,300円 (但し54.6.1～60.3.31 までの暫定措置)	24,300円 左同	24,300円 左同	24,300円 左同	24,300円 左同	24,300円 左同
入猟税	2,000円～6,000円	2,000円～6,000円	2,000円～6,000円	2,000円～6,000円	2,000円～6,000円	2,200円～6,500円	
核燃料税	5%	5%	5%	5%	5%	7%	

税目	年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
県 民 税	(法人) 均等割	10,000円～750,000円 法人税割 6.0/100(5.0/100)	10,000円～750,000円 6.0/100(5.0/100)	10,000円～750,000円 6.0/100(5.0/100)	10,000円～750,000円 6.0/100(5.0/100)	10,000円～750,000円 6.0/100(5.0/100)
	(個人) 均等割	500円 所得割 2/100・4/100	700円 2/100・4/100	700円 2/100・4/100	700円 2/100・4/100	700円 2/100・3/100・4/100 県民税利子割(新設) 5/100
事 業 税	(法人) 収入金課税法人 1.5/100 特別法人所得 6/100～8/100 その他の法人 6/100～12/100 ～12/100 3以上の都道府県に おいて事務所又は 事業所を設けて事業 を行う法人で資本 (又は出資)金額が 1,000万円以上 8/100～12/100	1.5/100 6/100～8/100 6/100～12/100 ～12/100 左 同	1.5/100 6/100～8/100 6/100～12/100 ～12/100 左 同	1.5/100 6/100～8/100 ～12/100 左 同	1.5/100 6/100～8/100 6/100～9/100 ～12/100 左 同	1.5/100 6/100～8/100 6/100～9/100 ～12/100 左 同
	(個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 220万円	5/100 4/100 3/100～5/100 240万円	5/100 4/100 3/100～5/100 240万円	5/100 4/100 3/100～5/100 240万円	5/100 4/100 3/100～5/100 240万円	5/100 4/100 3/100～5/100 240万円
不 動 産 取 得 税	取得価格 4/100 住宅については3/100 56.71～64.6.30まで の取得に限る 新築住宅特例控除 420万円 住宅土地 150万円か床面積 の2倍の価格(200 平方米を限度とする)	4/100 住宅については3/100 56.71～64.6.30まで の取得に限る 450万円 左 同	4/100 住宅については3/100 56.71～64.6.30まで の取得に限る 450万円 左 同	4/100 住宅については3/100 56.71～64.6.30まで の取得に限る 450万円 左 同	4/100 住宅については3/100 56.71～64.6.30まで の取得に限る 450万円 左 同	4/100 住宅については3/100 56.71～64.6.30まで の取得に限る 450万円 左 同
	免税点 10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円
県 た ば こ 消 費 税	本数×定率 10.3/100	従価割額 8.1% 従量割額 200円	従価割額 8.1% 従量割額 200円 但し61.51～63.3.31 までは360円	従価割額 8.1% 従量割額 200円 但し61.51～63.3.31 までは360円	従価割額 8.1% 従量割額 200円 但し61.51～63.3.31 までは360円	左 同
	利用料金 舞踏場等 その他 10/100 利用物件 パチンコ等1台 40円～550円 ゴルフ場1回 450円～1,650円 ゴルフ練習場1回 40円～100円 ボウリング場 1レーン 1,500円～53,700円 まあじやん場1卓 200円～1,500円	10/100 40円～550円 450円～1,650円 40円～100円 1,500円～53,700円 200円～1,500円	10/100 40円～550円 450円～1,650円 40円～100円 1,500円～53,700円 200円～1,500円	10/100 40円～550円 450円～1,650円 40円～100円 1,500円～53,700円 200円～1,500円	10/100 40円～550円 450円～1,650円 40円～100円 1,500円～53,700円 200円～1,500円	10/100 40円～550円 450円～1,650円 40円～100円 1,500円～53,700円 200円～1,500円 たまつき場1卓 400円～2,500円
料 理 飲 食 等 消 費 税	料理店・キャバレー・ カフェ・バー・飲食 店等 10/100 旅館宿泊 10/100 " (基礎控除) 2,500円 " (免税点) 5,000円 飲食店(免税点) 2,500円	10/100 10/100 2,500円 5,000円 2,500円	10/100 10/100 2,500円 5,000円 2,500円	10/100 10/100 2,500円 5,000円 2,500円	10/100 10/100 2,500円 5,000円 2,500円	10/100 10/100 2,500円 5,000円 2,500円
	乗用車 7,500円～148,500円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるもの 1トン増すごとに 3,800円～6,300円 を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 3,900円～6,000円	7,500円～148,500円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	7,500円～148,500円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	7,500円～148,500円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	7,500円～148,500円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	7,500円～148,500円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円
鉱 区 税	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3) 200円 探掘 " 400円 砂鉱 " 200円	左 同 200円 400円 200円	左 同 200円 400円 200円	左 同 200円 400円 200円	左 同 200円 400円 200円	左 同 200円 400円 200円
	狩猟者登録税 3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円
固 定 資 産 税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価格 3/100 軽自動車以外の 自家用車 (49.4.1～63.3.31の 取得車) 5/100 免税点 15万円 (49.4.1～63.3.31の 取得車) 30万円	3/100 (49.4.1～63.3.31の 取得車) 5/100 15万円 (49.4.1～63.3.31の 取得車) 30万円	3/100 軽自動車以外の 自家用車 (49.4.1～63.3.31の 取得車) 5/100 15万円 (49.4.1～63.3.31の 取得車) 30万円	3/100 軽自動車以外の 自家用車 (49.4.1～63.3.31の 取得車) 5/100 15万円 (49.4.1～63.3.31の 取得車) 30万円	3/100 軽自動車以外の 自家用車 (49.4.1～63.3.31の 取得車) 5/100 15万円 (49.4.1～63.3.31の 取得車) 30万円	3/100 軽自動車以外の 自家用車 (49.4.1～63.3.31の 取得車) 5/100 15万円 (49.4.1～63.3.31の 取得車) 30万円
	1klにつき 24,300円 (但し54.6.1～63.3.31 までの暫定措置)	24,300円 (但し54.6.1～63.3.31 までの暫定措置)	24,300円 (但し54.6.1～63.3.31 までの暫定措置)	24,300円 (但し54.6.1～63.3.31 までの暫定措置)	24,300円 (但し54.6.1～63.3.31 までの暫定措置)	24,300円 (但し54.6.1～63.3.31 までの暫定措置)
入 猟 税	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	
核 燃 料 税	7%	7%	7%	7%	7%	

税目	年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度
県民税	(法人)均等割	10,000円 ～750,000円	10,000円 ～750,000円	10,000円 ～750,000円	10,000円 ～750,000円	10,000円 ～750,000円
	(個人)均等割	700円	700円	700円	700円	700円
所得割	(法人)	6.0/100(5.0/100)	6.0/100(5.0/100)	6.0/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)
	(個人)	2/100・4/100 (利子割)	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100
事業税	(法人)収入金課税法人	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100
	特別法人所得	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100
その他の法人	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100	
	3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本(又は出資)金額が1,000万円以上	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100
(個人)第1種事業	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	
	第2種事業	4/100	4/100	4/100	4/100	
第3種事業	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	
	事業主控除	240万円	240万円	240万円	240万円	270万円
不動産取得税	取得価格	4/100	4/100	4/100	4/100	4/100
	住宅については3/100 56.7.1～4.6.30までの取得に限る 新築住宅特別控除 1,000万円 住宅土地 150万円か床面積の2倍の価格(200平方メートルを限度とする) 免税点 10万円～23万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
県たばこ税	1,000本につき	1,129円	1,129円	1,129円	1,129円	1,129円
	但し、旧3級品については当分の間1,000本につき	536円		左 同	左 同	左 同
ゴルフ場利用税	1人1日につき	350円～1,200円	350円～1,200円	350円～1,200円	350円～1,200円	350円～1,200円
特別地方消費税	税率	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100
	免税点	料理店・飲食店等 5,000円 旅館における宿泊を伴う利用行為 10,000円 旅館における宿泊を伴わない利用行為 5,000円	5,000円	(3.7.1から) 7,500円	7,500円	7,500円
自動車税	乗用車	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円
	トラック	6,500円～40,500円 8トンを超えるもの 1トン増すごとに 3,800円～6,300円 を加算した額	6,500円～40,500円	6,500円～40,500円	6,500円～40,500円	6,500円～40,500円
バス	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	
	三輪小型自動車	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円
鉱区税	試験100アル		左 同	左 同	左 同	左 同
	(※石油可燃性ガス 鉱区は2/3)	200円	200円	200円	200円	200円
採掘 "	400円	400円	400円	400円	400円	
砂鉱 "	200円	200円	200円	200円	200円	
狩猟者登録税	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
自動車取得税	自動車の取得価格	3/100	3/100	3/100	3/100	3/100
	軽自動車以外の 自家用車 (49.4.1～5.3.31の 取得車) 5/100 免税点 15万円 (49.4.1～5.3.31の 取得車) 30万円	(49.4.1～5.3.31の 取得車) 5/100 (2.4.1～5.3.31の 取得車) 50万円	(49.4.1～5.3.31の 取得車) 5/100 (2.4.1～5.3.31の 取得車) 50万円	(49.4.1～5.3.31の 取得車) 5/100 (2.4.1～5.3.31の 取得車) 50万円	(49.4.1～5.3.31の 取得車) 5/100 (2.4.1～5.3.31の 取得車) 50万円	
軽油引取税	1klにつき	24,300円 (54.6.1～5.3.31 までの暫定措置)	左 同	左 同	左 同	24,300円 (54.6.1～5.11.30 までの暫定措置) 32,100円 (5.12.1～10.3.31 までの暫定措置)
入猟税	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	
核燃料税	7%	7%	7%	7%	7%	

税目	年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
県民税	(法人)均等割	10,000円 ～750,000円	20,000円 ～800,000円	20,000円 ～800,000円	20,000円 ～800,000円
	法人税割	5.8/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)
	(個人)均等割	700円	700円	1,000円	1,000円
	所得割	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・4/100	2/100・3/100
	(利子割)	5/100	5/100	5/100	5/100
事業税	(法人)収入金課税法人	1.5/100	1.5/100	1.5/100	1.5/100
	特別法人所得	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100	6/100～8/100
	その他の法人	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100
		6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100	6/100～12/100
	3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本(出資)の額が1,000万円以上		左 同	左 同	左 同
		8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100	8/100～12/100
	(個人)第1種事業	5/100	5/100	5/100	5/100
	第2種事業	4/100	4/100	4/100	4/100
	第3種事業	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100
	事業主控除	270万円	270万円	270万円	270万円
地方消費税				(創設) 25/100	
不動産取得税	取得価格	4/100 住宅については3/100 56.7.1～7.6.30までの取得に限る 新築住宅特例控除 1,000万円 住宅土地 150万円か床面積の2倍の価格(200平方メートルを限度とする)	4/100 住宅については3/100 57.7.1～10.6.30までの取得に限る 新築住宅特例控除 1,000万円	4/100 住宅については3/100 57.7.1～10.6.30までの取得に限る 1,000万円	4/100 住宅については3/100 56.7.1～13.6.30までの取得に限る 1,200万円
	免税点	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円
県たばこ税	1,000本につき 1,129円	1,000本につき 1,129円	1,000本につき 1,129円	1,000本につき 692円	
ゴルフ場利用税	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	
特別地方消費税	税率	3/100	3/100	3/100	3/100
	免税点	料理店・飲食店等 7,500円 旅館における宿泊を伴う利用行為 15,000円 旅館における宿泊を伴わない利用行為 7,500円	7,500円 15,000円 7,500円	7,500円 15,000円 7,500円	7,500円 15,000円 7,500円
自動車税	乗用車	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円
	トラック	6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン増すごとに3,800円～6,300円を加算した額	6,500円～40,500円 左 同	6,500円～40,500円 左 同	6,500円～40,500円 左 同
	バス	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円
	三輪小型自動車	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円
鉱区税	試掘100アル	(※石油可燃性ガス鉱区は2/3)	左 同	左 同	左 同
	採掘 "	200円	200円	200円	200円
	砂鉱 "	400円	400円	400円	400円
		200円	200円	200円	
狩猟者登録税	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
自動車取得税	自動車の取得価格	3/100	3/100	3/100	3/100
	軽自動車以外の自家用車	(49.4.1～10.3.31の取得車) 5/100 免税点 15万円 (2.4.1～15.3.31の取得車) 50万円	(49.4.1～10.3.31の取得車) 5/100 15万円 (2.4.1～15.3.31の取得車) 50万円	(49.4.1～10.3.31の取得車) 5/100 15万円 (2.4.1～15.3.31の取得車) 50万円	(49.4.1～10.3.31の取得車) 5/100 15万円 (2.4.1～15.3.31の取得車) 50万円
軽油引取税	1klにつき 32,100円 (5.12.1～10.3.31までの暫定措置)	左 同	左 同	左 同	
入猟税	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	
核燃料税	7%	7%	7%	7%	

税目	年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
民 税	(法人) 均等割	20,000円 ～800,000円	20,000円 ～800,000円	20,000円 ～800,000円
	法人税割	5.8/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)
民 税	(個人) 均等割	1,000円	1,000円	1,000円
	所得割	2/100・3/100	2/100・3/100	2/100・3/100
	(利子割)	5/100	5/100	5/100
	事業税	(法人) 収入金課税法人 1.3/100 特別法人所得 5.6/100～7.5/100 その他の法人 5.6/100～8.4/100 ～11/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 7.5/100～11/100 (個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 270万円	1.3/100 5/100～6.6/100 5/100～7.3/100 ～9.6/100 左 同 6.6/100～9.6/100 5/100 5/100 4/100 3/100～5/100 290万円	1.3/100 5/100～6.6/100 5/100～7.3/100 ～9.6/100 左 同 6.6/100～9.6/100 5/100 5/100 4/100 3/100～5/100 290万円
地方消費税	25/100	25/100	25/100	
不 動 産 取 得 税	取得価格	4/100 住宅については3/100 56.7.1～13.6.30まで の取得に限る 新築住宅特例控除 1,200万円 住宅土地 150万円か床面積の の2倍の価格(200平 方米を限度とする) 免税点 10万円～23万円	4/100 住宅については3/100 56.7.1～13.6.30まで の取得に限る 1,200万円 左 同 10万円～23万円	4/100 住宅については3/100 56.7.1～13.6.30まで の取得に限る 1,200万円 左 同 10万円～23万円
	1,000本につき	692円	692円	868円
県 た ば こ 税	但し、旧3級品については は当分の間1,000本に つき 329円	但し、旧3級品については は当分の間1,000本に つき 329円	但し、旧3級品については は当分の間1,000本に つき 413円	
ゴ ル フ 場 利 用 税	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	
特 別 地 方 消 費 税	税率 3/100	3/100	3/100	
	免税点 料理店・飲食店等 7,500円 旅館における宿泊を 伴う利用行為 15,000円 旅館における宿泊を 伴わない利用行為 7,500円	7,500円 15,000円 7,500円	7,500円 15,000円 7,500円	
自 動 車 税	乗用車 7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	
	トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン を増すごとに3,800円～ 6,300円を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 3,900円～6,000円	6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	
鉱 区 税	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3)	左 同	左 同	
	採掘 "	200円	200円	
	砂鉱 "	400円	400円	
狩 猟 者 登 録 税	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	
固 定 資 産 税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価格 3/100 軽自動車以外の 家用車 (49.4.1～15.3.31の 取得車) 5/100 免税点 15万円 (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円	3/100 (49.4.1～15.3.31の 取得車) 5/100 15万円 (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円	3/100 (49.4.1～15.3.31の 取得車) 5/100 15万円 (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円	
	1klにつき 32,100円 (5.12.1～15.3.31 までの暫定措置)	左 同	左 同	
入 猟 税	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	
核 燃 料 税	7%	7%	7%	

税目	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
民 税	(法人) 均等割 20,000円 ～800,000円 法人税割 5.8/100(5.0/100)	20,000円 ～800,000円	20,000円 ～800,000円	20,000円 ～800,000円	20,000円 ～800,000円
	(個人) 均等割 1,000円 所得割 2/100・3/100 (利子割) 5/100	1,000円 2/100・3/100 5/100	1,000円 2/100・3/100 5/100	1,000円 2/100・3/100 5/100 (配当割) 3/100 (株式等譲渡所得割) 3/100	1,000円 2/100・3/100 5/100 3/100 3/100
事 業 税	(法人) 収入金課税法人 1.3/100 特別法人所得 5/100～6.6/100 その他の法人 5/100～7.3/100 ～9.6/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 6.6/100～9.6/100	1.3/100 5/100～6.6/100 5/100～7.3/100 ～9.6/100 左 同 6.6/100～9.6/100	1.3/100 5/100～6.6/100 5/100～7.3/100 ～9.6/100 左 同 6.6/100～9.6/100	1.3/100 5/100～6.6/100 5/100～7.3/100 ～9.6/100 左 同 6.6/100～9.6/100	収入金課税法人 1.3/100 所得金課税法人 特別法人所得 5/100～6.6/100 その他の法人 5/100～7.3/100 ～9.6/100 3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上 6.6/100～9.6/100 外形標準課税対象法人(H16.4.1以後に開始する事業年度) 所得割 3.8/100～5.5/100 ～7.2/100 付加価値割 0.48/100 資本割 0.2/100
	(個人) 第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 290万円	5/100 4/100 3/100～5/100 290万円	5/100 4/100 3/100～5/100 290万円	5/100 4/100 3/100～5/100 290万円	5/100 4/100 3/100～5/100 290万円
地 方 消 費 税	25/100	25/100	25/100	25/100	
不 動 産 取 得 税	取得価格 4/100 住宅については3/100 56.7.1～13.6.30まで の取得に限る 新築住宅特例控除 1,200万円 住宅土地 150万円が床面積の 2倍の価格(200平 方米を限度とする)	4/100 住宅については3/100 56.7.1～13.6.30まで	4/100 住宅については3/100 56.7.1～13.6.30まで	3/100 15.3.31までの取得の 場合4/100 (住宅の場合3/100)	3/100 15.3.31までの取得の 場合4/100 (住宅の場合3/100)
	免税点 10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円
県 た ば こ 税	1,000本につき当分の間 868円 但し、旧3級品について は当分の間1,000本に つき 413円	1,000本につき当分の間 868円 但し、旧3級品について は当分の間1,000本に つき 413円	1,000本につき当分の間 868円 但し、旧3級品について は当分の間1,000本に つき 413円	1,000本につき当分の間 969円 (15.7.1～) 但し、旧3級品について は当分の間1,000本に つき 461円 (15.7.1～)	1,000本につき当分の間 969円 但し、旧3級品について は当分の間1,000本に つき 461円
ゴ ル フ 場 利 用 税	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	
自 動 車 税	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 0.1トンを超えるもの1トン を増すごとに3,800円～ 6,300円を加算した額 バ ス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 3,900円～6,000円	7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円	7,500円～111,000円 6,500円～40,500円 左 同 12,000円～83,000円 3,900円～6,000円
	試験100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3) 200円 採掘 " 400円 砂鉱 " 200円	左 同 200円 400円 200円	左 同 200円 400円 200円	左 同 200円 400円 200円	左 同 200円 400円 200円
狩 猟 者 登 録 税	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	3,300円～10,000円	-	
固 定 資 産 税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価格 3/100 軽自動車以外の 自家用車 (49.4.1～15.3.31の 取得車) 5/100 免税点 15万円の (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円	3/100 (49.4.1～15.3.31の 取得車) 5/100 15万円 (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円	3/100 (49.4.1～15.3.31の 取得車) 5/100 15万円 (2.4.1～15.3.31の 取得車) 50万円	3/100 (49.4.1～20.3.31の 取得車) 5/100 15万円 (2.4.1～20.3.31の 取得車) 50万円	3/100 (49.4.1～20.3.31の 取得車) 5/100 15万円 (2.4.1～20.3.31の 取得車) 50万円
	1klにつき 32,100円 (5.12.1～15.3.31 までの暫定措置) 32,100円 (5.12.1～20.3.31 までの暫定措置)	左 同	左 同	32,100円 (5.12.1～15.3.31 までの暫定措置) 32,100円 (5.12.1～20.3.31 までの暫定措置)	32,100円 (5.12.1～20.3.31 までの暫定措置)
狩 猟 税	-	-	-	5,500円～16,500円	
入 猟 税	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	2,200円～6,500円	-	
核 燃 料 税	7%	7%	価額割 10% 重量割 6,000円/kg	価額割 10% 重量割 6,000円/kg	

税目	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
県民税	(法人)均等割	20,000円 ～800,000円	22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算	22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算	22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算
	法人税割	5.8/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)
	(個人)均等割	1,000円	2,000円※うち森林環境税1,000円	2,000円※うち森林環境税1,000円	2,000円※うち森林環境税1,000円
	所得割	2/100・3/100	2/100・3/100	4/100	4/100
	(利子割)	5/100	5/100	5/100	5/100
	(配当割)	3/100	3/100	3/100	3/100
	(株式等譲渡所得割)	3/100	3/100	3/100	3/100
事業税	(法人)				
	収入金課税法人	1.3/100	1.3/100	1.3/100	OH20.9.30以前に開始する 事業年度 1.3/100 OH21.10.1以後に開始する 事業年度 0.7/100
	所得金課税法人				
	特別法人所得	5/100～6.6/100	5/100～6.6/100	5/100～6.6/100	5/100～6.6/100 2.7/100～3.6/100
	その他の法人	5/100～7.3/100 ～9.6/100	5/100～7.3/100 ～9.6/100	5/100～7.3/100 ～9.6/100	5/100～7.3/100 ～9.6/100 2.7/100～4/100 ～5.3/100
	3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上	6.6/100～9.6/100	左 同	左 同	左 同
	外形標準課税対象法人(H16.4.1以後に開始する事業年度)		6.6/100～9.6/100	6.6/100～9.6/100	6.6/100～9.6/100 3.6/100～5.3/100
	所得割	3.8/100～5.5/100 ～7.2/100	3.8/100～5.5/100 ～7.2/100	3.8/100～5.5/100 ～7.2/100	3.8/100～5.5/100 1.5/100～2.2/100 ～2.9/100
	付加価値割	0.48/100	0.48/100	0.48/100	0.48/100 0.48/100
	資本割	0.2/100	0.2/100	0.2/100	0.2/100 0.2/100
	(個人)				
	第1種事業	5/100	5/100	5/100	5/100
	第2種事業	4/100	4/100	4/100	4/100
第3種事業	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	3/100～5/100	
事業主控除	290万円	290万円	290万円	290万円	
地方消費税	25/100	25/100	25/100	25/100	
不動産取得税	取得価格	土地、住宅 3/100	土地、住宅 3/100 20.3.31までの住宅以外の家屋の取得	土地、住宅 3/100 21.3.31までの住宅以外の家屋の取得 3.5/100	土地、住宅 3/100 24.3.31までの住宅以外の家屋の取得 4/100
	15.3.31までの取得の 場合4/100 (住宅の場合3/100) 新築住宅特別控除 1,200万円 住宅土地 150万円か床面積の 2倍の価格(200平 方米を限度とする)	15.3.31までの取得の 場合4/100 (住宅の場合3/100) 1,200万円 左 同	15.3.31までの取得の 場合4/100 (住宅の場合3/100) 1,200万円 左 同	15.3.31までの取得の 場合4/100 (住宅の場合3/100) 1,200万円 左 同	15.3.31までの取得の 場合4/100 (住宅の場合3/100) 1,200万円 左 同
免税点	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	
県たばこ税	1,000本につき当分の間 969円 但し、旧3級品については 当分の間1,000本につき 461円	1,074円(H18.7.1～) 511円(H18.7.1～)	1,074円 511円	1,074円 511円	
	ゴルフ場利用税	1人1日につき 350円～1,200円	350円～1,200円	350円～1,200円	350円～1,200円
自動車税	乗用車	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円	7,500円～111,000円
	トラック	6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン を増すごとに3,800円～ 6,300円を加算した額	6,500円～40,500円 左 同	6,500円～40,500円 左 同	6,500円～40,500円 左 同
	バス	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円	12,000円～83,000円
	三輪小型自動車	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円	3,900円～6,000円
鉱区税	試験100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3)	200円	左 同 200円	左 同 200円	左 同 200円
	探掘 "	400円	400円	400円	400円
	砂鉱 "	200円	200円	200円	200円
固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100	
自動車取得税	自動車の取得価格 3/100 軽自動車以外の自家用車 (49.4.1～20.3.31の取得車) 5/100	自動車の取得価格 3/100 軽自動車以外の自家用車 (49.4.1～20.3.31の取得車) 5/100	自動車の取得価格 3/100 軽自動車以外の自家用車 (49.4.1～20.3.31の取得車) 5/100	自動車の取得価格 3/100 軽自動車以外の自家用車 (20.5.1～30.3.31の取得車) 5/100 (20.4.1～20.4.30の取得車) 3/100	
	免税点 15万円 (2.4.1～20.3.31の取得車) 50万円	免税点 15万円 (2.4.1～20.3.31の取得車) 50万円	免税点 15万円 (2.4.1～20.3.31の取得車) 50万円	免税点 15万円 (2.4.1～30.3.31の取得車) 50万円	
軽油引取税	1klにつき 32,100円 (5.12.1～20.3.31 までの暫定措置)	左 同	左 同	15,000円(※1:本則税率) 32,100円(※2:暫定税率) ※1)H20年4月1日～H20年4月30日までの間 ※2)H20年5月1日～H21年3月31日までの間	
狩猟税	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	
核燃料税	価額割 10% 重量割 6,000円/kg	価額割 10% 重量割 6,000円/kg	価額割 10% 重量割 8,000円/kg	価額割 10% 重量割 8,000円/kg	
産業廃棄物税	-	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	

税目	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
県民税	(法人)均等割	22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算	22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算	22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算	22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算
	法人税割	5.8/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)	5.8/100(5.0/100)
	(個人)均等割	2,000円※うち森林環境税1,000円	2,000円※うち森林環境税1,000円	2,000円※うち森林環境税1,000円	2,000円※うち森林環境税1,000円
	所得割	4/100	4/100	4/100	4/100
事業税	(法人)収入金課税法人	OH20.9.30以前に開始する 事業年度 1.3/100 OH21.10.1以後に開始する 事業年度 0.7/100	OH20.9.30以前に開始する 事業年度 1.3/100 OH21.10.1以後に開始する 事業年度 0.7/100	OH20.9.30以前に開始する 事業年度 1.3/100 OH21.10.1以後に開始する 事業年度 0.7/100	OH20.9.30以前に開始する 事業年度 1.3/100 OH21.10.1以後に開始する 事業年度 0.7/100
	所得金課税法人特別法人所得	5/100～6.6/100	5/100～6.6/100	5/100～6.6/100	5/100～6.6/100
	その他の法人	5/100～7.3/100 ～9.6/100	5/100～7.3/100 ～9.6/100	5/100～7.3/100 ～9.6/100	5/100～7.3/100 ～9.6/100
	3以上の都道府県において 事務所又は事業所を設けて 事業を行う法人で資本(出 資)の額が1,000万円以上	6.6/100～9.6/100	6.6/100～9.6/100	6.6/100～9.6/100	6.6/100～9.6/100
地方消費税	取得価格	25/100	25/100	25/100	25/100
	取得価格	25/100	25/100	25/100	25/100
	取得価格	25/100	25/100	25/100	25/100
	取得価格	25/100	25/100	25/100	25/100
不動産取得税	取得価格	取得価格 ○土地、住宅 3/100 ○住宅以外の家屋の取得 20.4.1以降 4/100 20.3.31まで 3.5/100 18.3.31まで 3/100	取得価格 ○土地、住宅 3/100 ○住宅以外の家屋の取得 20.4.1以降 4/100 20.3.31まで 3.5/100 18.3.31まで 3/100	取得価格 ○土地、住宅 3/100 ○住宅以外の家屋の取得 20.4.1以降 4/100 20.3.31まで 3.5/100 18.3.31まで 3/100	取得価格 ○土地、住宅 3/100 ○住宅以外の家屋の取得 20.4.1以降 4/100 20.3.31まで 3.5/100 18.3.31まで 3/100
	新築住宅特例除	1,200万円	1,200万円	1,200万円	1,200万円
	150万円か床面積の 2倍の価格(200平方 米を限度とする)				
	免税点	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円	10万円～23万円
県たばこ税	1,000本につき当分の間	1,074円	1,504円(H22.10.1～)	1,504円	1,504円
	但し、旧3級品については 当分の間1,000本につき	511円	716円(H22.10.1～)	716円	716円
	ゴルフ場利用税	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円
	自動車税	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン を増すごとに3,800円～ 6,300円を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 3,900円～6,000円	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン を増すごとに3,800円～ 6,300円を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 3,900円～6,000円	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン を増すごとに3,800円～ 6,300円を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 3,900円～6,000円	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン を増すごとに3,800円～ 6,300円を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 3,900円～6,000円
鉱区税	試験100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3)	200円	200円	200円	200円
	採掘 "	400円	400円	400円	400円
	砂鉱 "	200円	200円	200円	200円
	固定資産税	1.4/100	1.4/100	1.4/100	1.4/100
自動車取得税	自動車の取得価格	3/100	3/100	3/100	3/100
	軽自動車以外の自家用車 (20.5.1～30.3.31の取得車)	5/100	5/100	5/100	5/100
	免税点 15万円 (2.4.1～30.3.31の取得車)	50万円	50万円	50万円	50万円
	軽油引取税	32,100円 (H21.4.1～H30.3.31までの暫定措置)	32,100円	32,100円	32,100円
狩猟税	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円	
	核燃料税	価額割 10% 重量割 8,000円/kg	価額割 10% 重量割 8,000円/kg	価額割 10% 重量割 8,000円/kg	価額割 10% 重量割 8,000円/kg
	産業廃棄物税	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)



年度	平成25年度	平成26年度
税目		
県民税	(法人)均等割 22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割 5.8/100(5.0/100) (個人)均等割 2,000円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 (利子割) 5/100 (配当割) 3/100 (株式等譲渡所得割) 3/100	(法人)均等割 22,000円 ～880,000円 ※森林環境税10%加算 法人税割 5.8/100(4.0/100) (個人)均等割 2,500円※うち森林環境税1,000円 所得割 4/100 (利子割) 5/100 (配当割) 5/100 (株式等譲渡所得割) 5/100
事業税	(法人)収入金課税法人 OH20.9.30以前に開始する 事業年度 1.3/100 OH21.10.1以後に開始する 事業年度 0.7/100 所得金課税法人特別法人所得 5/100～6.6/100 2.7/100～3.6/100 その他の法人 5/100～7.3/100 2.7/100～4/100 ～9.6/100 ～5.3/100 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本(出資)の額が1,000万円以上 6.6/100～9.6/100 3.6/100～5.3/100 外形標準課税対象法人(H16.4.1以後に開始する事業年度) 所得割 3.8/100～5.5/100 1.5/100～2.2/100 ～7.2/100 ～2.9/100 付加価値割 0.48/100 0.48/100 資本割 0.2/100 0.2/100 (個人)第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 290万円	(法人)収入金課税法人 OH26.9.30以前に開始する 事業年度 0.7/100 OH26.10.1以後に開始する 事業年度 0.9/100 所得金課税法人特別法人所得 2.7/100～3.6/100 3.4/100～4.6/100 その他の法人 2.7/100～4/100 3.4/100～5.1/100 ～5.3/100 ～6.7/100 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本(出資)の額が1,000万円以上 3.6/100～5.3/100 4.6/100～6.7/100 外形標準課税対象法人(H16.4.1以後に開始する事業年度) 所得割 1.5/100～2.2/100 2.2/100～3.2/100 ～2.9/100 ～4.3/100 付加価値割 0.48/100 0.48/100 資本割 0.2/100 0.2/100 (個人)第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 3/100～5/100 事業主控除 290万円
地方消費税	25/100	25/100
不動産取得税	取得価格 ○土地、住宅 3/100 ○住宅以外の家屋の取得 20.4.1以降 4/100 20.3.31まで 3.5/100 18.3.31まで 3/100 新築住宅特例控除 1,200万円 150万円か床面積の2倍の価格(200平方メートルを限度とする) 免税点 10万円～23万円	取得価格 ○土地、住宅 3/100 ○住宅以外の家屋の取得 20.4.1以降 4/100 20.3.31まで 3.5/100 18.3.31まで 3/100 新築住宅特例控除 1,200万円 150万円か床面積の2倍の価格(200平方メートルを限度とする) 免税点 10万円～23万円
県たばこ税	1,000本につき 860円 但し、旧3級品については 当分の間1,000本につき 411円	1,000本につき 860円 但し、旧3級品については 当分の間1,000本につき 411円
ゴルフ場利用税	1人1日につき 350円～1,200円	1人1日につき 350円～1,200円
自動車税	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン を増すごとに3,800円～ 6,300円を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 3,900円～6,000円	乗用車 7,500円～111,000円 トラック 6,500円～40,500円 8トンを超えるもの1トン を増すごとに3,800円～ 6,300円を加算した額 バス 12,000円～83,000円 三輪小型自動車 3,900円～6,000円
鉱区税	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3) 探掘 " 200円 400円 砂鉱 " 200円	試掘100アール (※石油可燃性ガス 鉱区は2/3) 探掘 " 200円 400円 砂鉱 " 200円
固定資産税	1.4/100	1.4/100
自動車取得税	自動車の取得価格 3/100 軽自動車以外の自家用車 (20.5.1～30.3.31の取得車) 5/100 免税点 15万円 (2.4.1～30.3.31の取得車) 50万円	自動車の取得価格 3/100 軽自動車以外の自家用車 (20.5.1～30.3.31の取得車) 5/100 免税点 15万円 (2.4.1～30.3.31の取得車) 50万円
軽油引取税	1klにつき当分の間 32,100円	1klにつき当分の間 32,100円
狩猟税	5,500円～16,500円	5,500円～16,500円
核燃料税	(平成24年度で廃止)	(平成24年度で廃止)
産業廃棄物税	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)	1トンにつき 1,000円 (自社最終処分は、1/2の重量) (1万トン超は、50/100の重量)

2 累年税務職員数

区分	昭44年		昭45年		昭46年		昭47年		昭48年		昭49年		昭50年		昭51年		昭52年		昭53年		昭54年		昭55年		昭56年		昭57年		昭58年		昭59年		昭60年	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員		
福 島	76	76	79	80	79	80	72	72	73	72	71	71	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	66	67	65	65	65	65	65	65	65
桑 折	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
二本松	3	3	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
郡 山	62	62	65	65	66	66	68	68	68	68	68	68	65	64	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	65	65	65	64	
須賀川	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
石 川	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
三 春	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
白 河	19	19	20	20	20	20	20	20	20	19	20	20	20	20	20	20	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	18	19	19	20	20		
柳 倉	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
会 津	47	47	49	49	49	49	48	48	49	48	48	48	47	47	47	47	47	47	47	47	47	46	46	45	45	45	45	45	45	45	45	45		
喜 多 方	3	3	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
会津坂下	3	3	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
田 島	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
原 町	23	23	24	24	24	23	23	24	24	24	24	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	24	24	25	25		
富 岡	4	4	3	3	3	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
い わ き	55	55	55	55	55	55	53	53	53	52	54	53	52	52	51	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	52	52	52	52	52	51	51		
自 動 車	0	0	0	0	0	0	0	0	16	16	16	16	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	23	23	23	22		
本 庁	24	24	24	29	24	29	34	34	20	20	21	21	21	21	20	20	20	21	21	21	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	22		
合 計	338	337	337	343	337	343	332	332	331	327	330	329	327	326	327	326	327	327	328	328	327	326	325	325	323	324	322	322	323	323	322	322	323	

区分	昭61年		昭62年		昭63年		昭64年		昭65年		昭66年		昭67年		昭68年		昭69年		昭70年		昭71年		昭72年		昭73年		昭74年		昭75年		昭76年		昭77年		昭78年		昭79年		昭80年	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員		
福 島	65	65	64	62	64	63	64	63	60	59	58	57	58	57	58	57	58	57	58	57	58	57	58	57	58	57	58	57	58	57	58	57	58	57	58	57	58	57		
桑 折	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
二本松	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
郡 山	65	65	64	64	64	64	64	61	61	59	59	58	58	59	60	59	58	58	59	60	59	58	58	59	60	59	58	58	59	60	59	58	58	59	60	59	58	58		
須賀川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
石 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
三 春	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
白 河	20	20	20	20	20	21	21	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22			
柳 倉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
会 津	45	46	44	44	44	44	44	44	42	42	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41			
喜 多 方	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
会津坂下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
田 島	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8				
原 町	25	25	25	25	26	26	26	26	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27				
富 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
い わ き	51	51	50	51	50	51	50	51	47	48	46	47	46	46	45	46	45	46	45	46	45	46	45	46	45	46	45	46	45	46	45	46	45	46	45	46				
自 動 車	18	18	22	22	22	22	27	26	32	32	32	32	32	32	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31				
本 庁	26	26	25	25	28	28	27	27	25	25	27	27	27	27	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26				
合 計	323	324	322	321	326	327	331	330	324	324	320	320	319	319	318	319	318	319	318	319	318	319	318	319	318	319	318	319	318	319	318	319	318	319	318	319				

区分	平6年		平7年		平8年		平9年		平10年		平11年		平12年		平13年		平14年		平15年		平16年		平17年		平18年		平19年		平20年		平21年		平22年		平23年	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
県 北	54	54	54</																																	

### 3 徴税費の状況

(単位:千円)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
税 収 入	予 算 額 イ	201,077,000	212,032,200	243,782,430	234,596,175	195,644,955		
	調 定 額 ロ	205,160,884	216,006,649	248,685,673	239,904,583	201,541,011		
	収 入 額 ハ	201,260,624	212,025,288	244,168,721	234,740,655	195,927,075		
徴 件 費	職 員 給	1,106,078	1,131,734	1,145,820	1,082,541	1,075,203		
	諸手当	超 過 勤 務 手 当	63,991	64,190	57,000	72,673	56,400	
		税 務 手 当	62,893	64,486	65,740	52,815	57,530	
		そ の 他 の 手 当	606,271	612,854	616,203	571,814	550,239	
		小 計	733,155	741,530	738,943	697,302	664,169	
	そ の 他 の 人 件 費	361,330	371,050	399,828	398,299	373,393		
	計 A	2,200,563	2,244,314	2,284,591	2,178,142	2,112,765		
	旅 費 B	13,435	12,510	11,780	7,938	6,566		
	需 用 費	需 用 費	92,481	98,029	82,542	81,541	86,393	
		通 信 運 搬 費	108,258	108,260	106,050	100,559	101,857	
		備 品 費	4,006	0	0	0	0	
		そ の 他	340,532	429,258	393,125	481,118	230,438	
		計 C	545,277	635,547	581,717	663,218	418,688	
	徴 収 費 取 扱 費 等	県民税 の徴収 取扱費	納 税 通 知 書 の 数 分	70,986	60,887	2,844,073	3,838,367	3,329,677
			払 込 金 額 分	1,760,578	1,945,953	963,220	49,734	13,185
そ の 他			40,147	45,087	86,917	670,896	91,305	
小 計		1,871,711	2,051,927	3,894,210	4,558,997	3,434,167		
地 方 消 費 税			67,529	74,538	71,680	74,734	73,753	
		計	1,939,240	2,126,465	3,965,890	4,633,731	3,507,920	
納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金			15,241	11,997	11,270	7,993	5,685	
		特別徴収	0	0	0	0	0	
		義務者	2,332	2,591	2,707	2,682	2,507	
		に対する	641,474	654,276	655,121	639,334	560,049	
交 付 金 等	小 計	643,806	656,867	657,828	642,016	562,556		
	そ の 他	30,695	29,681	28,664	38,507	30,547		
計 D	2,628,982	2,825,010	4,663,652	5,322,247	4,106,708			
合 計 A+B+C+D	ニ	5,388,257	5,717,381	7,541,740	8,171,545	6,644,727		
税 収 入 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	対予算額 ニ / イ	2.68	2.7	3.09	3.48	3.40		
	対調定額 ニ / ロ	2.63	2.65	3.03	3.41	3.30		
	対収入額 ニ / ハ	2.68	2.7	3.09	3.48	3.39		
徴 税 吏 員 数 等	吏 員	279	278	277	272	265		
	補 助 職 員 等	15	15	15	15	8		
	計 ホ	294	293	292	287	273		
	臨 時 職 員	8	6	4	4	6		
徴税職員1人当り徴税額	ハ / ホ	684,560	723,636	836,194	817,912	717,682		
徴 税 吏 員 1 人 当 り 徴 税 費	人件費(含旅費)A+B/ホ	7,531	7,702	7,864	7,617	7,763		
	物件費(含報償費)C+D/ホ	10,797	11,811	17,964	20,855	16,577		
	計 ニ / ホ	18,327	19,513	25,828	28,472	24,340		
事 務 所 数	税務事務のみを所管する事務所数	0	0	0	0	0		
	税務事務を併せて所管する事務所数	7	7	7	7	7		
	計	7	7	7	7	7		

(単位:千円)

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
税 収 入	予 算 額 イ	176,328,000	168,967,617	185,961,697	195,163,005	207,401,692	
	調 定 額 ロ	184,041,497	176,487,426	191,964,820	200,826,322	212,657,933	
	収 入 額 ハ	177,503,734	170,021,768	186,418,435	195,427,290	207,728,008	
徴 件 費 旅 需 用 費 徴 取 扱 費 等 合	職 員 給	1,047,766	1,046,888	973,295	907,260	947,407	
	人 件 費	超 過 勤 務 手 当	58,651	49,053	60,165	70,285	73,458
		諸 手 当					
		税 務 手 当	53,332	49,571	48,432	48,484	50,564
		そ の 他 の 手 当	520,947	511,032	463,099	439,825	447,253
		小 計	632,930	609,656	571,696	558,594	571,275
		そ の 他 の 人 件 費	405,225	414,616	359,928	345,344	350,625
		計 A	2,085,921	2,071,160	1,904,919	1,811,198	1,869,307
		旅 費 B	4,657	2,216	4,335	4,219	4,608
		需 用 費	84,666	82,293	77,437	76,986	79,165
		通 信 運 搬 費	98,692	93,492	93,528	93,082	93,617
		備 品 費	0	0	5	0	0
		そ の 他	215,181	214,881	282,624	235,659	299,676
		計 C	398,539	390,666	453,594	405,727	472,458
		徴 収 扱 費					
	県民税 納 税 義 務 者 数 分	3,092,558	2,753,004	2,607,090	2,670,972	2,711,436	
	の 徴 収 払 込 金 額 分	8,824	5,192	4,583	3,048	2,274	
	取 扱 費 所 の 他	110,823	86,444	258,677	152,246	225,886	
	小 計	3,212,205	2,844,640	2,870,350	2,826,266	2,939,596	
	地 方 消 費 税	71,522	62,641	72,158	67,910	85,207	
	計	3,283,727	2,907,281	2,942,508	2,894,176	3,024,803	
	納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	5,061	4,155	4,225	4,487	4,209	
	特 別 徴 収 特 別 地 方 消 費 税	0	0	0	0	0	
	義 務 者 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,445	2,254	1,405	1,835	1,975	
	に 対 す る 軽 油 引 取 税	548,445	565,299	563,189	584,954	581,878	
	交 付 金 等 小 計	550,890	567,553	564,594	586,789	583,853	
	そ の 他	27,096	26,387	32,907	33,712	25,362	
	計 D	3,866,774	3,505,376	3,544,234	3,519,164	3,638,227	
	合 計 A+B+C+D ニ	6,355,891	5,969,418	5,907,082	5,740,308	5,984,600	
税 収 入 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	対 予 算 額 ニ / イ	3.60	3.53	3.18	2.94	2.89	
	対 調 定 額 ニ / ロ	3.45	3.38	3.08	2.86	2.81	
	対 収 入 額 ニ / ハ	3.58	3.51	3.17	2.94	2.88	
徴 税 吏 員 数 等	吏 員	266	259	252	253	264	
	補 助 職 員 等	7	7	8	8	8	
	計 ホ	273	266	260	261	272	
	臨 時 職 員	15	32	42	44	27	
徴 税 職 員 1 人 当 り 徴 税 額	ハ / ホ	650,197	639,180	716,994	748,764	763,706	
徴 税 吏 員 1 人 当 り 徴 税 費	人 件 費 ( 含 旅 費 ) A+B/ホ	7,658	7,795	7,343	6,956	6,889	
	物 件 費 ( 含 報 償 費 ) C+D/ホ	15,624	14,647	15,376	15,038	15,113	
	計 ニ / ホ	23,282	22,441	22,720	21,994	22,002	
事 務 所 数	税 務 事 務 の み を 所 管 す る 事 務 所 数	0	0	0	0	0	
	税 務 事 務 を 併 せ て 所 管 す る 事 務 所 数	7	7	7	7	7	
	計	7	7	7	7	7	

#### 4 個人県民税完納市町村に関する調

区分 年度	現年課税分・滞納繰越分完納		現年課税分完納	
	市町村数	市 町 村 名	市町村数	市 町 村 名
17	6	鮫川村(44) 檜枝岐村(41) 湯川村(34) 昭和村(5) 只見町(1) 葛尾村(3)	1	三島町(1)
18	5	鮫川村(45) 檜枝岐村(42) 昭和村(6) 只見町(2) 葛尾村(4)	1	三島町(2)
19	3	鮫川村(46) 檜枝岐村(43) 只見町(3)		
20	4	鮫川村(47) 檜枝岐村(44) 只見町(4) 葛尾村(1)		
21	3	鮫川村(48) 檜枝岐村(45) 只見町(5)		
22	3	鮫川村(49) 檜枝岐村(46) 只見町(6)		
23	2	鮫川村(50) 檜枝岐村(47)		
24	3	鮫川村(51) 檜枝岐村(48) 只見町(1)		
25	4	鮫川村(52) 檜枝岐村(49) 只見町(2) 葛尾村(1)	1	双葉町(1)
26	3	檜枝岐村(50) 只見町(3) 葛尾村(2)	1	昭和村(1)

(注) ( )内は、完納継続年次を表す。